

山口県男女共同参画推進連携会議設置要綱

(名称)

第1条 この会議は、山口県男女共同参画推進連携会議（以下「連携会議」という。）という。

(目的)

第2条 連携会議は、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざし、職場・学校・地域・家庭などあらゆる分野における各種団体や行政との緊密な連携のもとに、男女共同参画社会の推進に努めることを目的とする。

(組織)

第3条 連携会議は、別表1に掲げる団体（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

(所掌事項)

第4条 連携会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画社会の実現に向けての活動に関する事。
- (2) 男女共同参画社会の推進に係る施策等の普及啓発に関する事。
- (3) 男女共同参画社会の推進に係る情報交換及び情報提供に関する事。
- (4) その他連携会議の目的を達成するために必要な事項に関する事。

(委員)

第5条 連携会議の委員は、構成団体から選出された者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第6条 連携会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、連携会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。

(会議)

第7条 連携会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 委員は、会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(女性活躍部会)

第8条 連携会議に、女性活躍部会を置く。

- 2 女性活躍部会は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるよう努めることを目的とする。
- 3 女性活躍部会に属すべき委員は別表2に掲げる団体をもって組織する。
- 4 前条第3項の規定は、女性活躍部会の会議について準用する。
- 5 女性活躍部会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 女性活躍の推進に係る施策等への提言及び意見交換に関する事。
 - (2) 女性活躍の推進に係る情報交換及び情報提供に関する事。
 - (3) その他部会の目的を達成するために必要な事項に関する事。

(庶務)

第9条 連携会議の庶務は、環境生活部男女共同参画課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則
この要綱は、平成12年3月24日から施行する。

附 則
この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成19年7月11日から施行する。

附 則
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成27年8月31日から施行する。

附 則
この要綱は、平成28年3月7日から施行する。

附 則
この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

分 野	団 体 名
地域活動関係	山口県自治会連合会
	山口県少年団体活動振興協議会
	山口県女性団体連絡協議会
福祉関係	山口県社会福祉協議会
	山口県保育協会
保健医療関係	山口県病院協会
	山口県医師会
	山口県歯科医師会
	山口県薬剤師会
企業関係	山口県経営者協会
	山口経済同友会
	山口県商工会議所連合会
	山口県商工会連合会
	山口県中小企業団体中央会
労働関係	日本労働組合総連合山口県連合会
農林水産関係	山口県農業協同組合中央会
	山口県森林組合連合会
	山口県漁業協同組合
土木建築関係	山口県建設業協会
	山口県建築士会
教育関係	山口県私立幼稚園協会
	山口県私立中学高等学校協会
	山口県専修学校各種学校協会
	山口県私立大学協会
	山口県 P T A 連合会
	山口県公立高等学校 P T A 連合会
行政関係	山口県市長会
	山口県町村会

(令和 5 年 9 月 1 日現在 28 団体)

(オブザーバー)

山口労働局

別表 2（第 8 条関係）

分 野	団 体 名
企業関係	山口県経営者協会
	山口県商工会議所連合会
	山口県商工会連合会
	山口県中小企業団体中央会
	山口経済同友会
労働関係	日本労働組合総連合山口県連合会

（オブザーバー）

山口労働局
